平成27年度事業報告

【概要】

社会全体が規制緩和の流れの中で、タクシー事業については、平成21年10月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化・活性化に関する特別措置法」(所謂:旧特措法)が施行され、『一定の期間・特定の地域』で規制が強化されることになった。

ただ、この旧特措法の下では、法的強制力が弱く、適正化・活性化への取り組みが不十分であるとして、平成26年1月に一部改正され(所謂:新特措法)、特定地域と準特定地域に区分されることになり、平成27年1月に、「特定地域の指定等」が示され、宮崎交通圏が数値的には合致しており、平成27年5月19日の「特定地域協議会」において、特定地域の受け入れの態度表明を行った。

宮崎交通圏は、平成27年8月1日から平成30年7月31日まで特定地域として指定されています。業界は、規制が強化されている限られた期間の中で、乗務員の待遇改善及び利用者利便を確保するため、上部団体である全タク連及び九乗協と連携を密にして正確な情報収集に努めました。

シェアリングエコノミーの名の下に、リフト、ウーバー等の外資系企業によるインターネットを利用した白タク行為を合法化するための、要望・提案がなされているところである。協会は一致団結してこのような動きを全力で阻止していくため、平成27年7月21日に、「国民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする白タク行為を断固阻止する緊急決議」を行うとともに、九州運輸局長へ要請を行ないました。

また、運送事業者に対する運輸安全マネジメントの義務付け、バリアフリー法への対応、また、「自 家用有償運送」の取扱いの拡大などについて、会員各位への情報提供に努めました。

今後のタクシー事業活性化のための経営基盤の安定を図りつつ、多様化する利用者のニーズに対応するために、下記のとおり、専門委員会を中心に活動いたしました。

なお、昨年来、進めてきたところの、役員会・専門委員会及び地区組織のあり方など、各会議組織 についての見直しは出来ませんでした。

【事業】

1 専門委員会全般

- ① 各種会議の開催についてHP上にアップし、タクシーのドア・ツー・ドアの公共交通機関としての特性を一般に広報いたしました。
- ② 県民等に対する輸送の安全及び旅客の利便を確保することとしていましたが、輸送環境委員会の活動として、各季の交通安全運動に取り組みました。
- ③ 道路運送法等の諸関係法令などの改正の施行に伴う調査研究の推進について、その都度、会員 各位へ周知いたしました。
- ④ 特別措置法の一部改正に伴う運転者登録制度について、宮崎運輸支局等及び上部団体との連携を密に取り、必要な措置は終了いたしました。
- ⑤ 準特定地域計画についての取り組みについては、平成27年5月19日に、準特定地域協議会を開催し、各構成員への報告をいたしました。
- ⑥ 各委員会等の調査研究結果及び決定事項は、関係行政機関へ報告等を行い、個人情報を除き、 求めに応じて一般に公開いたしました。
- ⑦ 各委員会の開催する研修会については、業界全ての事業者を対象とするほか、積極的に参加を

推進し、協会への新規加入を促進していくこととしていたが、本年度中の新規加入はありませんでした。

- ⑧ 既存乗務員の登録は、特例措置期間が本年3月末までであり、喫緊の課題であったが、一部に 混乱が見られたものの、無事に終了する事が出来ました。
- ⑨ 「タクシー乗務員登録センター」関連業務及び「特定地域の指定」関連業務等の偏った業務の 繁忙のため、各専門委員会等の全般に支障をきたし、全体的に活動が低迷しました。

2 経営研究委員会

- ① 平成27年10月実施の「運転者登録制度」及びその付随する「運転者講習」についての情報収集・提供を行ないました。
- ② 労働条件の改善、賃金制度及び各種助成制度並びに、税務、保険に対する調査研究は行えず、単に、燃料価格の情報提供に留まった。
- ③ 現在の規制緩和政策及び運賃体系について調査研究を行い、見直しに関する要望・提言などを 行うために、全タク連主催の労務委員会等に参加して、会員への情報提供を行ないました。
- ④ 喫緊の課題である「乗務員登録制度」の対応のために、平成27年9月18日に「運転者登録制度における講師向け研修会」を開催しました。

3 サービス研究委員会

- ① ホームページの効用と有効活用について検討し、未だ不十分ではあるが、協会の公的な窓口として、協会員に対しての情報提供や利用者の問い合わせに対応しています。
- ② ケア輸送の調査・研究を行い、UDタクシードライバー研修の実施体制を構築しました。
- ③ 各地区の地域公共交通会議等へ出席し、適正な運営について要請等を行ないました。
- ④ 「タクシーの日」に合せて、事業者大会等を実施して広報に努めました。。
- ⑤ 聴覚障害者への対応として、タクシーの全車両について「点字シール」を作成し、その貼付を 行ないました。

4 輸送環境委員会

- ① 委員会の開催が1回だけしか出来なかった。
- ② 交通安全推進のため、行政の主唱による各季の交通安全運動に積極的に参加し、車両には、 0旗・ステッカーなどの貼付を行い、営業所への幟・ポスターの掲示及びマスコミ (新聞・ ラジオ等)を利用して、事故根絶のための広報活動を行ないました。
- ③ 安全運転の徹底等交通事故の防止並びに乗務員教育を推進し、運輸安全マネジメントの徹底について周知を行いました。

5 新公益法人への対応について

平成20年12月に実施された公益法人制度改革への対応として実施した一般社団法人への 移行については、以下の経緯となっています。

- ・23年05月09日 総会で一般社団法人移行を決定
- ・24年05月15日 総会で新定款(案)、公益目的支出計画(案)の承認
- ・24年09月21日 宮崎県知事に対し認可申請

- ・24年12月11日 宮崎県公益認定等委員会 答申
- · 25年03月21日 宮崎県知事 認可
- ・25年04月12日 特例民法法人の解散登記・一般社団法人の設立登記
- ・25年04月26日 特例民法法人の移行完了届
- ・25年06月12日 公益目的財産額の確定(公益目的財産額=28,469,885円、計画実施期間=2年)
- ・26年06月16日 公益目的支出計画実施報告書の提出 (実績額=12,194,007円)
- ・26年09月01日 公益目的支出計画等変更届の提出(代表者変更)
- ・26年12月15日 公益目的支出計画の変更認可の申請(計画実施期間: 2年 ⇒ 3年)
- ・27年06月27日 公益目的支出計画実施報告書の提出 (実績額=24,275,260円)

なお、公益目的支出計画の最終年度にあたる27年度実施報告を28年6月末までに提出することとしており、それを以て一般社団法人に完全移行を果たす予定となっています。

6 その他

- ・ 宮崎県の不法投棄情報ネットワーク連絡会の一員として、「不法投棄監視中」のマグネット式ステッカーにより、周知活動を行なった。(5月及び9月)
- ・ 輸送環境委員会事業として、宮崎県事業用自動車事故防止委員会に出席し、期間中の実施報告等を行った。
- ・ 平成27年8月5日「タクシーの日」の行事として、宮崎県水産会館において、乗務員研修 会、優良乗務員表彰、交通遺児に対する献金及び、各地区において、献血活動を行った。
- ・ 平成24年度から宮崎空港歓迎美化協議会の会員として、宮崎空港の乗り場案内(タクシーコンシェルジュ事業)に協力し、各方面から好評を博している。
- ・ 平成27年度第1回運行管理者試験(8月)の合格率は、21.6%(全国は21.7%)また、第2回運行管理者試験(3月)の合格率は、26.3%(全国は32.3%)であった。

7 輸送実績の推移について

| | 実働率(%) | 日車実働(キロ) | 日車営収(円) | 運送収入(千円) |
|--------|---------------|----------|---------|--------------|
| 平成13年度 | 86.5 | 145.5 | 18, 024 | 12, 733, 225 |
| 平成23年度 | 82.5 | 130.8 | 14, 945 | 10, 151, 447 |
| 平成24年度 | 81.3 | 131. 4 | 15, 203 | 9, 938, 058 |
| 平成25年度 | 79.8 | 131. 9 | 15, 345 | 9, 734, 100 |
| 平成26年度 | 78 . 1 | 129.8 | 15, 380 | 9, 360, 170 |
| 平成27年度 | 76. 7 | 130.6 | 15, 342 | 8, 976, 145 |

8 会員数について

平成27年3月末 会員数 43社(1) 車両数 2,095両(73両) 平成28年3月末 会員数 43社(1) 車両数 2,081両(71両)

() は宮崎個人タクシー事業協同組合を、内数で示す。